

学校保健

平成15年6月1日

No. 247

(財)日本学校保健会ホームページアドレス
http://www.hokenkai.or.jp/

JAPANESE SOCIETY
OF
SCHOOL HEALTH

(財)日本学校保健会

会長就任にあたって

(財)日本学校保健会会長 矢野 亨



今期改めて、会長に就任致しました。4名の副会長及び専務理事の方々も、共に留任されます。理事、評議員の方の一部には変更がありましたが、これから2年間一緒に名誉ある日本学校保健会の仕事をさせて頂くことになりました。

日本学校保健会は、傘下加盟団体のご協力、文部科学省のご指導を得ながら、活動を続けておりますが、ここ数年、事務局の強化と相まって徐々に内容も充実し、見るべき成果を挙げてまいりました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境には相変わらず厳しいものがあります。生活習慣病、エイズ、喫煙、薬物乱用の防止等を始めとして、従来から日本学校保健会が行っている基本的な問題への対応については引き続き努力を続けねばなりません。また最近「ころ」の問題の学校現場での対応について、改めて検討の要望を受けております。

学校健診の領域でも、時代の新たな変化に即応した取り組みが求められており、結核健診や眼科の色覚異常等、現場の意見を汲み上げながら正確な情報をお届けする努力をしてまいらねばなりません。

前年度から身近な環境問題として、シックハウス対策があります。日本学校保健会では会の内部に電話相談窓口を設け、現場からの質問に答える体制を取っており、大変好評を得ておりますが、これなどは文字通り学校保健情報センターの役割を担っている姿と言えましょう。日本学校保健会がこれから目指すところのものは、現場と直結した活動であり、これを今後一層積極的に展開してゆかねばならないと考えております。

日本学校保健会のあるべき姿、特にその財政基盤を論ずる際に、常に第三者から指摘される問題に拠出金の件があります。この問題については、加盟団体と十分な相談を積み重ねながら明るい解決策を模索して参りたいと考えております。

終わりに、日本学校保健会の加盟団体及び構成団体のご発展と、学校保健に携わる皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈りして、挨拶と致します。

目 次

会長就任にあたって	1
学校健康手帳の活用について	2-3
「色覚に関する指導資料」の配布にあたって	4-5
学校における水泳プールの安全・衛生管理	6
Q&A 学校における感染症対策について	7
各地の活動ちょっと拝見	8
(財)日本学校保健会役員一覧	9
「健康教育推進学校表彰事業」について	10
指導用教材「ひふのトラブルこんとき」案内	11
読者プレゼントコーナー	11
学校保健用品の公示	12
「換気予報」の斡旋販売	13
「マイティチェッカー」の斡旋販売	14
「学校保健募金」寄付者ご芳名一覧	15
虎ノ門	15

会報をよくするため、読者のご意見を求めています。FAXでお寄せください。

乞御回覧

校 長	教 頭	保健主事	養護教諭	学校栄養職員	P T A	会 長	副会長

学校健康手帳の活用について

学校健康手帳活用調査委員会委員 近藤 太郎



はじめに

「進学や留学の際に予防接種歴の記載を求められた。」「子どもが水痘に罹ったが、親本人はどうだったか、罹患や予防接種の有無などよく判らない。」など健康に関する情報が必要になることがある。現状では母子健康手帳のあとに健康の記録を

あらわす手段がない。

1. 委員会設置の趣旨

児童生徒の健康管理において、母子健康手帳から連続する健康手帳を活用することが、母子保健分野との連携をはかるため、また、学校における健康教育等の効果をあげるための方策として注目を浴びている状況である。

そのため、健康手帳の活用について、その実態や必要性等の調査を行なうとともに、求められる健康手帳の内容等、委員会としての意見をまとめ、児童生徒の健康教育・健康管理の一助とすることを旨とするものである。

以上を趣旨として健康手帳活用調査研究委員会は平成14年10月に設置された。

平成14年度には4回の会合がもたれた。

2. 委員の構成

学校保健、母子保健等の研究者、学校医のほか、学校の管理職、教員、養護教諭等のうち、児童生徒の健康管理に精通しているものによって構成された。

委員長

内藤 昭三 (財)日本学校保健会専務理事

委員

稲垣 智一 足立区足立保健所健康推進課長

衛藤 隆 東京大学大学院教育学研究科教授

大澤 清二 大妻女子大学人間生活科学研究所行動疫学研究部門教授

小林 正子 国立保健医療科学院生涯保健部行動科学室長

近藤 太郎 渋谷区立代々木小学校学校医

関 ひろ子 台東区立御徒町台東中学校養護教諭

内藤 裕郎 東京都医師会理事

平山 宗宏

日本こども家庭総合研究所長

深谷さなよ

名古屋市立名城小学校養護教諭

南谷 幹夫

元杏林大学客員教授

吉田 勝美

聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授

3. これまでの学校における健康手帳と最近の動向

昭和36年2月8日付で「健康手帳について」という通知が、当時の文部省体育局長から各都道府県教育委員会、各都道府県知事あてに出された。学校保健法により定められた学校における保健管理の制度を運営する際に、学校においては、「健康手帳」を使用し、児童および生徒の保健管理、保健指導を徹底することが望ましいとされた。

添付資料にあるように、通知には健康手帳の目標、内容、使用の要領について書かれている。

この局長通知から40数年経過した現在、全国の各学校では「健康カード」、「健康手帳」、「健康の記録」など様々な名称の記録が学校保健の現場で使用されてきた。

そして東京都台東区では児童生徒自らによる自身の健康管理に主点を置いた「児童・生徒の健康手帳」を独自に作成し、平成13年度から活用しはじめた。このことについては平成13年度版学校保健の動向にコラムとして記載された。

平成15年5月1日に施行された健康増進法の啓発用パンフレットには、健康づくりの基盤整備のひとつとして、学校保健を対象とした健康手帳についても触れられている。さらに平成14年の中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策について（中間報告）」にも「スポーツ・健康手帳（仮称）」の作成が触れられ、子どもに自らの体力や健康について主体的な意識や取組を促すよう提言されている。

4. 委員会の進捗状況

委員会では、子ども自身が自らの健康情報を手帳に記載していくことがこれからの健康教育に必須であるとの観点から、現況調査、将来にわたって必要な記載項目の見直しなどを進め、学校におけるあらたな健康手帳の作成を目的に検討を行なった。

1) 健康手帳もしくは健康カードの使用状況についての
全国アンケート調査

昭和36年2月の局長通知について、現在の活用状況の実態調査を行なった。

全国の小学校、中学校、高等学校の計2,254校に対してアンケート調査を依頼し、1,221校（回収率54.2%）から

回答を得た。アンケートの内容は、記録する手帳やカードの有無、記録している項目、記入者や保管、作成者、新たな手帳を作成するならばどのようにすべきか、などである。

小学校では88.5%、中学校では80.4%、高等学校では34.5%の割合で健康の状況を記録するカードを（健康診断票とは別に）使用している。

あらたな学校健康手帳を考えていく上で、以下に述べるような重要なポイントが見えてきた。

- ①小学校、中学校さらには高等学校以降にも連続して使用できる手帳を作成することにより、自身の健康管理を行なう環境が整えられる。
- ②小学校時代は保護者とともに、中学校以降は本人が中心に自己の健康記録をつけていくことにより、家庭内で健康を意識するきっかけとなる。
- ③母子健康手帳にある出生時からの記録、予防接種の記録などを転記すれば、生涯にわたる健康情報を自己管理できる。この情報は進学や留学などに際して重要である。
- ④これまでの健康手帳は学校による児童生徒の健康管理が主体であったが、これからは個人による管理が望まれる。プライバシー保護のためにも手帳の管理は本人や家庭によってなされることが望ましい。
- ⑤生涯にわたる使用を考えるならば、必須な項目のみで充分。さらにその内容の更新も考慮する。内容を盛りだくさんにすると継続して使用されにくい。
- ⑥健康情報を自身で管理する意識を持つためには、健康教育・啓発が必要である。
- ⑦長年にわたって使用されてきた既存の（現行の）健康

カードや手帳が存在するため、あらたな健康手帳は必要ないとの意見も多くみられた。さらに養護教諭の先生方からは、結果として事務量が増えてしまうのではという不安が寄せられた。

2) 全国で使用されている学校健康手帳を収集、比較検討

アンケート調査と同時に、各地の教育委員会で作成、使用している健康手帳を日本学校保健会に送付して頂いた。ご協力頂いた教育委員会には感謝いたします。

昭和36年の局長通知にある項目に準じたもの、地域の特性を加えたもの（たとえば北海道におけるエキノコカスの項目）、さらに独自性を加えたものなど委員会にとって大変参考になった。

体力測定などの記録も含め、子どもたち自らの健康管理を目的とした健康手帳を授業に活用していると思われる事例もいくつかの市町村でみられた。

3) 今後の検討課題、方針

アンケート調査のまとめ、各地で使用されている健康手帳の実例をもとに、健康日本21の考え方を踏まえ、あらたな学校における健康手帳を作成していく。健康情報の記入・管理は本人もしくは保護者があたるものとし、自らの健康を自らが育んでいくという環境整備のひとつとしたい。

局長通知でいう健康手帳の内容を吟味し、母子健康手帳から本人に必要な情報を取り入れ、生涯にわたって必要な情報は何かを繰り返し検討を行なう。

学校、家庭、そして地域における健康教育を通して健康情報は役に立つとの意識付けをさまざまな場で啓発していきたい。

添 付 資 料

健康手帳について（昭36.28 文体保第45号 体育局長から各都道府県教育委員会、各都道府県知事あて通知）

学校保健法（昭和33年法律第56号）の施行により学校における保健管理の制度が定められましたが、この実際の運営において、学校においては、「健康手帳」を使用し、児童および生徒の保健管理、保健指導を徹底することが望ましいと考えます。

ついては、下記を御参照のうえ、各地方、各学校の実情も考慮して、できるだけ健康手帳を使用するよう奨励方について御配慮願います。

なお、このことについては、本省においてかねて保健体育審議会に諮問し、その答申に基づいて検討した結果のものであることを申し添えます。

記

I 健康手帳の使用の目標

- (1) 児童・生徒に、自分の健康について理解させ、これに基づいて自分の健康の保持増進のために必要な事項を実践させる。
- (2) 児童生徒の健康について、学校と家庭との相互連絡を密にし、学校および家庭における保健管理および保健指導の強化をはかる。
- (3) 児童生徒の健康診断および健康相談に活用する。

II 健康手帳の内容等

健康の内容は、一つのひながたとして参考案を示せば別添（健康手帳）のとおりであり、その記載事項は次の事項から成っているが、これは参考案として示したものであり、学校および地域の実情を勘案して適宜工夫を加えることが望ましい。

- (1) 既往症、体質と罹病傾向
- (2) 定期的健康診断の記録

- (3) 定期的健康診断の結果の疾病の治療の指示、保健指導

- (4) 月別または季節別の身体発育状況（身長・体重）

- (5) 肺活量、背筋力、運動能力等の測定記録

- (6) 寄生虫卵保有状況（検便、駆虫）

- (7) 健康相談

- (8) 学校から家庭への連絡

- (9) 家庭から学校への連絡

- (10) その他

なお、別添健康手帳の参考案は、小学校は上・中・下学年の別に、中学校および高等学校は学校種別に各1冊とし、大きさその他体裁については適宜としている。

III 健康手帳の使用の要領

健康手帳は、次記の要領で使用するものとし、これに関する事務および指導は、学級担任またはホームルーム担任教師が、保健主事、保健体育担当教師、養護教諭、学校医、学校歯科医等の協力を得て、これにあたるものとする。

- (1) 児童生徒について保健管理または保健指導を実施したときは、その状況を記録し、または記録させる。
- (2) (1) について家庭への連絡の必要があるときは、健康手帳に記入し、連絡する。
- (3) 児童生徒の健康について家庭から学校に連絡する必要があるときには、健康手帳に記入し、連絡する。
- (4) 定期的または必要に応じて随時に健康手帳を点検し、その結果に基づいて適切な指導を行なう。

（以下、略）

「色覚に関する指導資料」の 配布にあたって

(財)日本学校保健会では、文部科学省の委嘱を受けて、学校における色覚に関する指導資料の作成について検討しておりましたが、この度標記の資料が作成され、各学校に配布することになりました。これに伴い、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より事務連絡が発出されていますので、以下に掲載します。

「色覚に関する指導資料」の送付について

(平成15.5.15 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から各都道府県教育委員会学校保健主管課等あて事務連絡)

文部科学省においては、平成14年3月29日の学校保健法施行規則の一部改正において、学校における児童生徒等の定期健康診断の必須項目から色覚検査を削除し、平成15年度から適用するとともに、それに伴う留意事項について、別添通知の中で示したところであります。

このたび、学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮についての参考に資するよう、学校での指導の在り方を示す教職員向けの資料を作成したので、別添通知の留意事項を確認のうえ、今後の学校における色覚に関する適切な指導のために御活用ください。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 学校保健係
電話03-5253-4111
(内線2918)

(別添)

学校保健法施行規則の一部改正等について

(平成14.3.29 13文科ス第489号スポーツ・青少年局長から各都道府県知事等あて通知)

このたび、別添のとおり、学校保健法施行規則の一部を改正する省令(平成14年3月29日文部科学省令第12号)が制定され、平成14年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、「就学時の健康診断の実施について」(平成11年5月31日付け文体学第189号文部省体育局長通知)を廃止し、新たに別紙1のとおりとし、平成14年4月1日から実施するとともに、別紙2のとおり、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」(平成6年12月8日付け文体学第168号文部省体育局長通知別紙)の一部を改正し、平成15年4月1日から実施することとしました。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、改正の目的に照らし健康診断の適正な実施を図られるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては、所管の私立学校等に対してこの趣旨を周知徹底されるよう併せてお願いします。

記

＜以下、関係部分のみ抜粋＞

第1 学校保健法の施行規則の一部改正について

1 就学時の健康診断の方法及び技術的基準(省略)

2 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断

- (1) 色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること、これまで、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導していることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から削除したこと。
- (2) 色覚の検査の必須項目からの削除に伴い、色覚検査の実施学年に関する記述を削除す

る等の改正を行ったこと。

3 就学時の健康診断票の様式（第1号様式） （省略）

4 適用時期

- (1) 省略
- (2) 児童、生徒等の健康診断の必須項目のうち、色覚の検査の削除については、平成15年度の健康診断から適用されるので、平成14年度に小学校の第4学年に在学する者に対する同年度の検査については、なお、従前の例によること。

第2 「就学時の健康診断の実施について」について（省略）

第3 「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」の一部改正について

今回の学校保健法施行規則の改正により、色覚の検査が必須項目から削除されたことに伴い、8（色覚の検査）を削除したこと。

第4 色覚の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

1 色覚の検査

- (1) 今後も、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査・指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること。
- (2) 定期の健康診断の際に、必須項目に加えて色覚の検査を実施する場合には、児童生徒及び保護者の事前の同意を必要とすること。
- (3) 色覚の検査の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ア 検査場は、色覚異常検査表の面が自然昼光色等で300ルクスから700ルクスの照度を確保できる場所が望ましいこと。
 - イ 色覚異常検査表は、色覚異常の有無を検査し得るものでなければならないこと。また、そ

の検査表に規定された検査距離と読み取り時間が守られなければならないこと。なお、裸眼視力の低下している者については、矯正眼鏡を使用させて、検査を行うこと。

- ウ 色覚異常検査表は、汚れをさけるため、検査表を指でなぞらせないこと。また、光による変色をさけるため、使用時以外は暗所に置くこと等、特にその保管に留意するとともに、少なくとも5年程度で更新することが望ましいこと。
- エ 色覚の検査に当たっては、被検査者のプライバシーを守るため、個別検査が実施できる会場を設営し、検査者や被検査者の声が他の児童生徒に聞こえないよう留意すること。
- (4) 今後も、色覚異常検査表など検査に必要な備品を学校に備えておく必要があること。

2 学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮

- (1) 教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があること。
- (2) （省略）



学校における水泳プールの安全・衛生管理

～夏場のシーズンを前にして～

文部科学省学校健康教育課
健康教育調査官 鬼頭 英明



夏場のプールシーズンがやってきました。教職員等の学校関係者は、学習指導要領に基づく水泳指導に関する教育活動の実施にあたって、プールが様々な事故や感染症の発生等が起りやすい場所でもあることを念頭におき、最も基本的かつ不可欠な要件として、事故災害や疾病などの発生によって

児童生徒に身体的、精神的なマイナスを与えないように配慮をすることが重要です。

水泳プールの安全・衛生管理では、次のことを基本としてとらえる必要があります。

- ①管理の対象の基本は、一人一人の児童生徒である。
- ②管理する内容は安全と衛生である。
- ③時期は水泳指導前、指導中（指導の内容の一つとも言える）及び指導後である。
- ④具体的対象は、「児童生徒」「プールの施設・設備」及び「プール水」となる。

これらのことは、水泳指導によって児童生徒に感染症を含む疾病や異常が発生したり、疾病が悪化するなど、安全や健康が阻害されないために必要な管理です。すなわち児童生徒の健康状態、学校プールの施設・設備の機能、衛生状態及び安全の状態、プール水の衛生状態について定期的及び日常的に把握し、その実態に基づいた適切な対応や処置をすることが必要です。

具体的には、一つには定期や臨時の健康診断、日常の児童生徒の健康観察、さらには家庭からの情報など一人一人の児童生徒の健康状態を明確に把握し、それに基づく措置、指導を行うこと、二つには学校保健法施行規則第二十二條の二、三及び四、さらに学校環境衛生の基準（平成四年六月二十三日 文部学第百八十七号通知）に基づく検査・点検及び事後措置を行うことです。

学校環境衛生の基準の一部改訂のポイントを以下に説明します。

(1) 総トリハロメタン

総トリハロメタンは塩素消毒の際に水中の有機物と反応して副生成物として生成する一群の物質のことをいい、このなかに発ガン性物質として知られているクロロホルムが含まれています。このため水道水質基準が設定されています。プールにおいては、水道水質基準を参考とし、プール水と水道水との用途の相違等を踏まえて、基準値として、0.2mg/L以下が望ましいとしました。検査は年一回測定することとなっています。なお、トリハロメタンは塩素消毒の状況やプール水質により濃度が変わるので、基準値を大きく下回るから翌年は検査を実施しなくていいということ

にはなりません。

(2) 濁度

濁度については外観による汚染の指標としてだけでなく、水泳者の衝突事故の防止など安全性確保の観点からも基準が設けられています。

安全性確保の観点、とりわけ水泳者の衝突事故防止のため、水平方向の視界の確保も考慮する必要から、濁度の基準を「2度以下」と改めました。なお、濁度2度以下とは、水中で3mの視界が確保できる水準であり、日常点検においても保たれていることを確認する必要があります。

(3) 水素イオン濃度

水素イオン濃度は、水道法の水質基準においてもpH5.8～8.6とされています。プールにおいては、使用する消毒剤の濃度が適切に調節・維持されていない場合には、このpH値の範囲内に維持されていない場合も生じます。日常点検においても、プール使用前にpH値に異常がないか確認をしてください。

(4) 大腸菌群

基準では「大腸菌群は検出されないこと」となっています。大腸菌群は糞便性の微生物汚染の指標として検査します。大腸菌は水中の遊離残留塩素濃度が0.25mg/Lあれば15～30秒で殺菌できるというデータがあります。他の病原性微生物もこれ以下の濃度で殺菌できるので、水質基準の0.4mg/L以上を維持していれば、細菌類の増殖が抑えられると考えられます。なお、測定の結果、大腸菌が検出された場合の事後措置としては、プール使用を中止し、塩素消毒の強化を図った後に、再度測定し検出されないことを確認したうえで、プール再開としてください。

(5) 循環ろ過装置出口における濁度

循環ろ過装置の性能低下の監視を目的として、ろ過装置出口における濁度を「0.5度」と設定し、循環ろ過装置の出口の濁度を測定するための採水栓等の設置については平成15年5月31日までにすることが望ましいとしています。

(6) 腰洗い槽

腰洗い槽の設置は、人体の腰部の汚れをプールに持ち込まないようにするものです。しかし、最近のプールは、循環ろ過装置や塩素自動注入装置などの消毒設備が設置されており、浄化消毒能力が強化されているため、腰洗い槽は必置とはなっていません。腰洗い槽を設置していない場合に重要なことは、プールに入る前に十分に水着の中までシャワーでよく洗浄して汚れを落とすことです。ただし、それらの装置が設置されていない入れ替え式のプールの場合やシャワーによる身体の洗浄が十分に行われにくい場合は従来通り使用するのが望ましいでしょう。この場合でも、過敏症の児童生徒は腰洗い槽の使用は控え、シャワーのみで十分に体を洗うように指導してください。

学校保健活性化のために



学校における感染症対策 について(SARS対策)

(財) 日本学校保健会事務局

現在、香港等を中心に流行拡大中の原因不明の重症急性呼吸器症候群 (SARS) が問題となっております。

文部科学省においては、4月4日付けの通知で、都道府県教育委員会等関係機関に対し、厚生労働省の通知の趣旨徹底及び保健所等の関係機関と密接に連携して重症急性呼吸器症候群 (SARS) の動向に注意し、必要に応じ、学校保健法に基づき、出席停止の措置をとるなど適切に対応するようお願いしております。

さらに、5月2日付けの通知において、症状がある児童生徒に対する医療機関の受診の指示及びそれに伴う出席停止の措置を適切に行なうとともに、現に症状がないものについては、特に10日間は、保護者との連絡を密にし、厳重な健康観察を行なうよう示しております。なお、その際は、保護者の理解を得て適切に対応することとしています。また、現在の知見の下でのSARSに関する適切な知識のもとに、発達段階に応じた指導を行なうことなどを通じ、SARSを理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒の人権に十分配慮するよう都道府県教育委員会等に対してお願いしております。

以下に、「平成15年5月2日付け15ス学健第5号」(課長通知) の留意事項を掲載します。

留 意 事 項

(1) 児童生徒等の受け入れの対応

伝播確認地域の日本人学校等から帰国した学齢児童生徒等については、それが一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されることが重要である。これらの児童生徒等の受け入れに当たっては、保健所や学校医と連携の上、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。

(ア) 以下の全ての症状がある児童生徒等については、他の人との接触を避け、すみやかに医療機関の受診を指示(受診に当たっては医療機関に事前に連絡させる。以下同じ。)するとともに、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断すること。

・38度以上の急な発熱

・咳、呼吸困難感などの呼吸器症状(1つ以上の症状がある)

(*) WHOが公表したSARSの伝播確認地域

5月1日現在、トロント、シンガポール、ウランバートル、北京、広東省、香港、内モンゴル自治区、山西省、台湾、天津

(これらの地域は変わる可能性があるので、最新情報を確認すること。)

(イ) 現に症状がないものについては、特に帰国後10日間は、保護者との連携を密にし、厳重な健康観察を行なうこと。

なお、その際、「SARSの潜伏期間が10日間といわれていることから、念のため、人に会うのを最小限にし、濃厚な接触をできるだけ避ける」旨(別添参照)の厚生労働省の考え方(現時点では中国からの入国者のみ対象)を踏まえ、保護者の理解を得て適切に対応すること。

症状が出現した場合には、他の人との接触を避け、すみやかに医療機関の受診を指示するとともに、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断すること。

(2) SARSに関する正確な情報を教職員に提供すること等により、教職員がSARSについて正しい認識を持つとともに、その対応について共通理解を深めるよう努めること。

(3) 児童生徒等に対し、現在の知見の下でのSARSに関する適切な知識のもとに、発達段階に応じた指導を行なうことなどを通じ、SARSを理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること。

(4) 学校医や保健所等の関係機関と十分連携しつつ、地域における状況も含めSARSに関する正確な情報を収集するとともに、必要に応じ、児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談に努めること。

(※) SARSに関する情報については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)で随時提供中ですので、お知らせします。

各地の活動ちょっと拝見⑦

トマトの苗木栽培日誌

財団法人日本学校保健会では、昨年から、カゴメ株式会社の協賛により、生活習慣病防止の一環として、「健康と野菜：食べない野菜克服」をテーマに、全国の小学校を対象にトマトを育てて食べてもらおうということを企画し、トマトの苗木を希望校にお届けしました。

その中の21校から栽培日誌を送っていただき、本会のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。今回は、紙面の都合で2校の栽培日誌を紹介させていただきます。

神奈川県大井町立大井小学校

大井小学校の児童は、野菜を育てることが大好きです。総合的な学習や生活科の中では、野菜を育てる学習を通して生きる力や心の教育にも力を入れています。

この度、トマトの苗木を頂きましたので、その栽培日記を送ります。



15cmくらいだったトマトの苗木は、6月10日頃には、茎の太さは1.5cmくらいでした。黄色いかわいいう花が咲いて、小さな実もでき始めました。7月に入り、大きさも80cmくらいになり、7月の下旬には大きな実ができました。夏休みに入ってから、次々に真っ赤なトマトができたので、収穫をしました。



これは、8月下旬から2学期に入って収穫したものです。



真っ赤なトマトが収穫できたので、湯むきをして調理しました。つるりときれいに、皮がむけました。



おいしくできたよ。



オープン・トマトサラダ



トマトソーススパゲティ

長崎県佐世保市立三川内小学校4年1組



給食の残菜から堆肥を作り、それを肥料としていただいたトマトを栽培しました。トマトは、スパゲッティのソースとして美味しくいただきました。ありがとうございました。



平成15～16年度(財)日本学校保健会の役員

5月28日の評議員会において、平成15～16年度の(財)日本学校保健会の役員が下記の通りに承認され決定いたしました。

顧 問

柳川 覚治	元文部省体育局長
山中 正一	元副会長
重田 精一	元副会長
松尾 学	元副会長
本吉 鼎三	元副会長

会 長

矢野 亨	前会長
------	-----

副 会 長

雪下 國雄	日本医師会常任理事
若林 明	大阪府医師会副会長
西連寺愛憲	日本学校歯科医会会長
杉下 順一郎	日本学校薬剤師会会長

専務理事

内藤 昭三	前日本学校保健会専務理事
-------	--------------

理 事 ◎印…常任理事

(加盟団体より)

飯塚 弘志	北海道学校保健会会長
師 研也	宮城県学校保健会会長
◎佐々木健雄	東京都学校保健会会長
大久保吉修	神奈川県医師会副会長
結城 瑛	新潟県学校保健会会長
西浦 幸男	福井県学校保健会会長
◎森 澄	愛知県学校保健会会長
藤本 正三	大阪府学校保健会会長

油谷 桂朗	京都府学校保健会会長
中島 雪夫	島根県学校保健会会長
鈴江 襄治	徳島県学校保健連合会会長
嶋津 義久	大分県学校保健会会長
樋口 忠	札幌市学校保健会会長
井上 文博	福岡市学校保健会理事

(職域より)

内藤 昭三	学識経験者
◎高石 昌弘	学識経験者
◎江口 篤壽	学識経験者
佐野 七郎	学校医(眼科)
神田 敬	学校医(耳鼻咽喉科)
◎湯浅 太郎	学校歯科医
◎小川 善雄	学校薬剤師
西村 佐二	小学校長
大橋 久芳	中学校長
◎小栗 洋	高等学校長
◎鈴木 守雄	保健主事
◎鎌倉ひろみ	養護教諭
赤田 英博	PTA協議会
市場 祥子	栄養士協議会

監 事

富永 孝	学校医
森本 基	学校歯科医
三上 俊一	学校薬剤師



「健康教育推進学校表彰事業」について

昨年度より実施しました標記の事業について、平成15年度も以下の実施要項に基づき実施しますので、積極的なご応募をお願いいたします。

健康教育推進学校表彰事業実施要項

平成15年4月11日

1. 趣 旨

学校現場では、いじめ、虐待、不登校、性の問題、喫煙・飲酒・薬物乱用や生活習慣病の兆候など多くの健康課題を抱えている。このような心や体の健康問題は、校内の推進体制の確立のみならず、学校保健委員会を中心とする学校と家庭・地域社会との連携による地域ぐるみの取り組みが必要である。

このような観点から、学校における健康問題を中心として、健康教育の推進に積極的に取り組み、成果を挙げている学校を表彰し、学校保健の充実に寄与する。

2. 主 催

財団法人 日本学校保健会

3. 後 援

(予定) 文部科学省・厚生労働省・(社)日本医師会・(社)日本学校歯科医会・日本学校薬剤師会・全国連合小学校長会・全日本中学校長会・全国高等学校長協会・全国学校保健主事会・全国養護教諭連絡協議会・(社)日本PTA全国協議会・(社)全国学校栄養士協議会

4. 協 賛

(予定) P&G

5. 表彰式の期日及び場所

平成16年 2月 日() 10:00～
場 所: 未定

6. 表彰の対象

国公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校

7. 被表彰候補校の推薦

- (1) 応募する学校は、健康教育推進学校活動状況調査票(別紙様式2、以下「調査票」と

いう)に健康教育推進活動の要点を記入し、都道府県学校保健(連合)会及び政令指定都市学校保健会に提出する。

- (2) 都道府県学校保健(連合)会及び政令指定都市学校保健会は、次に定める推薦数並びに基準によって被推薦校の推薦を行い、調査票に健康教育推進学校表彰推薦書(別紙様式1)を添えて、日本学校保健会に提出する。

- 1) 推薦数 都道府県 3校以内(東京都は5校以内) 政令指定都市 2校以内
2) 推薦の基準

保健教育、保健管理及び組織活動を内容とする学校保健(安全)計画が適切に実践され、その中で具体的な健康課題(食に関する指導を含む。)について学校・家庭・地域社会が連携し、解決に向けて成果を挙げている学校。

8. 推薦書等の提出

提出期限は、前年度までの実績により、当該年度の8月末日までとする。この場合、審査の参考にするため、実践例のビデオ等の提出を求めることがある。

9. 審査の方法

各学校保健会から推薦された学校について、学識経験者等による審査会を設けて審査を行い、最優秀校、優秀校、優良校等を決定する。

審査は、書類による1次審査、ビデオ等による2次審査及び必要に応じ実地審査による。

10. 表彰の方法

表彰式は、当該年度に開催される学校保健センター事業報告会(例年2月下旬)において、(財)日本学校保健会会長の表彰状を授与して行う。表彰式に併せて研究発表・シンポジウムを開催するほか、報告書を刊行し、学校保健活動の普及・充実に図る。

『保存版 ひふのトラブルこんなとき』 保健指導用マンガ教材を進呈

日常のおきてしまう、子供たちの傷やケガ。子供たち自身が正しい知識を持ち、迅速かつ正確な手当ができるよう、(財)日本学校保健会では、日本学校薬剤師会 杉下順一郎会長・医学博士内藤昭三先生による監修、大塚製薬株式会社協賛、健康と料理社発行の、小・中学生向け保健指導用冊子「保存版 ひふのトラブルこんなとき」(16ページ・オールカラー)を推薦いたしました。創傷、やけど、ニキビなど日常によくおきる、ひふの様々なトラブルに対して、子供たちには手当のポイントをマンガでわかりやすくまとめ、保護者の方々にも解説ページを設けた便利な小冊子です。

夏休み前の生活指導や、9月9日「救急の日」の保健指導に、児童・生徒の保健指導用教材として、またご家庭内での応急処置の参考にご活用されてはいかがでしょうか。

また、本会では本年度より殺菌消毒薬「オロナイン液」を「オロナインH軟膏」とともに、学校保健用品として推薦しております。新製品の「オロナイン液」はすり傷、きり傷、かき傷、さし傷、靴ずれ、創傷面の殺菌・消毒に適しております。保健室にはもちろん、ご家庭内の救急箱にも常備されることをお勧めいたします。また、こまめに常備薬の点検をし、開封して1年以上経つ薬はとりかえましょう。

<小冊子「保存版 ひふのトラブルこんなとき」のお申込み方法>

ハガキもしくはFAXにて下記出版事務局まで、①学校名 ②住所 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥担当職 ⑦希望部数 ⑧活用先 を記入し、8月31日までに申込みください。児童・生徒数お申込みいただけます。(数に限りがございます。品切れの際はご容赦ください。)

<事務局>

〒102-0075 東京都千代田区三番町24-4F 健康と料理社 ひふ係
TEL 03-5275-0554 FAX 03-5275-0200 担当:木挽



推薦: (財)日本学校保健会
監修: 日本学校薬剤師会
会長 杉下順一郎
医学博士 内藤 昭三
マンガ: 速水えり
協賛: 大塚製薬株式会社
発行: 健康と料理社



(財)日本学校保健会推薦商品
「オロナインH軟膏」と「オロナイン液」
(80ml)

読者プレゼントコーナー

P&Gから下記の商品をプレゼント

○ クレストスピンブラシ(イルカ型)を1学年分、合計2000本プレゼント

反転振動式のブラシと固定ブラシを組み合わせた独自のヘッドで、普通の歯磨きの要領でブラッシングするだけで、簡単にしっかり歯垢が落とせます。子どもに人気の高いデザインです。夏休み前など学校の歯磨き指導の際に児童にわたしてご活用ください。

○ P&Gウィスパーナブキンプレゼント100パッド(個別包装)を15校に

初経を迎えてからしばらくはまだ生理が突然始まったりします。そんな時ナブキンがなく困っている女の子のために、保健室に置いてご利用ください。初経を迎えるころの女の子のためのウェブサイト「ウィスパーブチ」を、教材として利用しやすいようにしたCD-R版もセットでお送りします。



お申込み方法

クレスト

- 対象: 小学校1・2年のいずれか一学年分
- 学校名、住所、連絡先、担当者名、必要な一学年分の数量をご記入の上、下記までFAXでお申込みください。
FAX 078-845-6940
P & G クレストスピンブラシプレゼント係

ウィスパー

- 対象: 小学校
- 学校名、住所、連絡先、担当者名をご記入の上、下記までFAXでお申込みください。
FAX 078-845-6982
P & G ウィスパープレゼント係

※両方とも締め切りは7月10日(木)までとし、応募者多数の場合は抽選とします。当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

平成15年度「学校保健用品・図書等推薦」一覧表

推薦期間 平成15年4月1日～平成16年3月31日

NO.	品 目	摘 要	会 社 名
1	カワイ肝油ドロップ	保健栄養剤	河合薬業株式会社
2	イソジンうがい薬及び イソジンのどフレッシュ	口腔内及びのどの殺菌、消毒、洗浄、口臭の除去	明治製菓株式会社
3	イソジンS及びイソジン軟膏	きり傷、さし傷、すりむき、靴ずれ、やけど等の 患部の殺菌・消毒	明治製菓株式会社
4	イソジンウォッシュ	手指・皮膚の殺菌・消毒	明治製菓株式会社
5	キシリッシュガム	むし歯予防の機能をもつキシリトールを 糖原料の主体として使用したガム	明治製菓株式会社
6	シャボネット石鹸液	手指の殺菌消毒及び洗浄	サラヤ株式会社
7	コロロ自動うがい器	コップを使わずにうがいできる装置	サラヤ株式会社
8	「バイゲンラックス」	プール用水、飲料水等の殺菌消毒剤	株式会社カズサ
9	日曹ハイクロンTB-200	プール用殺菌消毒剤	日本曹達株式会社
10	JES（呼吸・吸圧）シューズ	上ばき・体育館用・グラウンド用	JES日本教育シューズ協議会
11	クリーンウェット	消毒用お手拭紙	株式会社トーヨ
12	ペースサン®	プール用・足腰洗槽用殺菌消毒剤	多木化学株式会社
13	野菜生活100	野菜果実ミックスジュース	カゴメ株式会社
14	野菜生活100きれいに赤野菜	野菜果実ミックスジュース	カゴメ株式会社
15	日産アクアチェック塩素シリーズ	残留塩素測定試験紙	日産化学工業株式会社
16	ハイライト®	プール用・足腰槽用殺菌消毒剤	日産化学工業株式会社
17	ネオクロール・ニューS	プール用殺菌消毒剤	四国化成工業株式会社
18	ライオンこどもハブラシ	歯刷子（6～12才用）	ライオン株式会社
19	アルボース石鹸液	手指の殺菌・消毒・洗浄	株式会社アルボース
20	風速・温湿度計	教室等の気流・温度・相対湿度の検査	日本カノマックス株式会社
21	デジタル粉じん計	教室等の空気清浄度の検査	日本カノマックス株式会社
22	オロナインH軟膏・オロナイン液	皮膚疾患・外傷治療薬	大塚製薬株式会社
23	ポカリスエット及び ポカリスエットステビア	水分・電解質補給（清涼飲料水）	大塚製薬株式会社
24	ホットボー	水分・電解質・ビタミン補給（粉末清涼飲料）	大塚製薬株式会社
25	マキロン・マキロンジェット&スプレー	創傷面の殺菌・消毒	山之内製薬株式会社
26	キシリトールガム及び キシリトールタブレット	児童生徒の口腔保健の向上を目的とした チュウインガム及びタブレット	株式会社ロツテ
27	小・中・高校生用シャツ・ブラウス	耐洗濯性に優れた制菌加工を施した形態安定シャツ	エクセル株式会社
28	「Drブランブ」	児童生徒用体脂肪率算定ソフト	株式会社島津製作所
29	ネスレ ミロ	子どもに不足しがちなカルシウムの吸収を促進する飲料	ネスレジャパングループ
30	「朝食と生活リズム大実験」(ビデオ)	保健指導に際する視聴覚教材	株式会社NHKソフトウェア
31	マイティチェッカ	屋内塵性ダニ簡易検査キット	リオンテック株式会社
32	「ジュニア選手の食事と栄養」(ビデオ)	ジュニア選手の食生活の内容から、しっかり食べることを、 子ども自身が自ら実践できる教材	大塚製薬株式会社
33	「こどもハビカ」	電動付歯ブラシ	株式会社ミニマム
34	室内空気環境管理計	揮発性化学物質などによる教室の空気汚れモニター	新コスモス電機株式会社

エアーマニタ「換気予報」 幹旋販売のご案内

(財)日本学校保健会では、このたび学校保健用品推薦商品エアーマニタ「換気予報」を幹旋販売することになりましたので、ご案内いたします。平成14年4月から学校環境衛生の基準改訂で、ホルムアルデヒドやVOCなどの化学物質の濃度測定が加えられました。これらの化学物質は教室内の建材や持ち込まれるものに含まれており、臭い・刺激臭・目の痛みなどの症状の原因物質となることがあります。

この対策は、なんといっても換気することが一番の方法といえます。また、風邪やインフルエンザの予防には、換気のほかに湿度管理が必要です。「換気予報」は、空気のごれをセンサーで感知し、換気のタイミングをフェイスマークなどで知らせますので、教材としても適しています。



幹旋販売価格
9,500円 (税別 送料込)
希望小売価格14,800円

エアーマニタ 換気予報の ④ 大特長

- ① 目に見えない空気のごれをセンサーがキャッチ。
- ② 換気のタイミングをフェイスマークとアラームでお知らせ。

笑顔 普通の顔 悲しい顔 換気マーク
- ③ モニターで空気の状態と変化が一目でわかります。
- ④ 温度・湿度もしっかりチェックできます。

●省エネに有効な温度管理	●風邪予防に有効な湿度管理
<季節ごとの快適な温度>	<季節ごとの快適な湿度>
春・秋 18～20℃	春・秋 50～70%
夏 24～26℃	夏・冬 45～60%
冬 16～18℃	

※「換気予報」は、個別の化学物質濃度の測定をするものではありません。

仕 様 ●電源 DC3V:付属ACアダプター(100V50/60Hz)を使用●消費電力 約1.4W ●電気代の目安 約20円/月 ●外形寸法 H161×W95×D47(単位:mm) ●質量 約197g

ご購入のお申込方法は

①学校名②住所③電話番号④申込者名⑤「換気予報」申込台数をご記入の上、下記あてにFAX送信または郵送してください。

財団法人 日本学校保健会 事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー6階

FAX. 03-3592-3898

お問い合わせは

商品やご注文に関するお問い合わせは、当会・事務局までお電話どうぞ。 TEL.03-3501-2000

Dr. プランプ 児童・生徒用体脂肪率算定ソフト

インピーダンス測定値を入力します

ID No. 0000017 氏名 島津花子

年齢 14歳 性別 男 女

身長 158.5cm 体重 52.8kg

測定値 552 Ω

算定結果 体脂肪率 23.6%

標準的な体脂肪率です

肥満度 3.9% BMI値 21.0

ローレル指数 132.6

(財)日本学校保健会推薦

小児肥満対策、保健指導に

Dr. プランプ 児童・生徒用体脂肪率算定ソフト Ver.1.0

Dr. プランプは成長とともに変化する児童・生徒(9～17歳)の体脂肪率を算定・評価する小児専用ソフトです。(インピーダンス測定器セット販売あり)

監修: 日本大学医学部小児科学教室 小間合せ・カタログ請求は 島津サイエンス株式会社

協力: 小児肥満研究会

制作: 株式会社島津製作所

TEL.03(5280)3174 FAX.03(5280)3186

「Dr. プランプ」専用ホームページ <http://www.dr-plump.info/>

屋内塵性ダニ簡易検査キット 「マイティチェッカー」 斡旋販売のご案内

(財) 日本学校保健会では、このたび学校保健用品推薦商品の塵性ダニ簡易検査キット「マイティチェッカー」を斡旋販売することになりましたので、ご案内いたします。

マイティチェッカー簡易セット

斡旋価格 (5 回分、ビニール袋入り) 5,000 円 (税別・送料込み)

希望小売価格 6,500 円

(注) 抽出液＝PBS (0.1M リン酸緩衝液) を作って使用してください。
簡単に作れます。

ダニ汚染レベルの把握の重要性

アレルギー疾患のための環境コントロール

アレルギー疾患の中で、一番深刻なのはやはり喘息と思われていますが、最近では重度のアトピー性皮膚炎も増加の傾向にあります。

小児のアレルギーは、特に小児喘息に関しては

95% 以上がアトピー型で原因がはっきりしていますので、ほとんどダニが原因のアレルギーです。このことから多くの子どもが生活する学校環境におけるダニ汚染レベルを把握する意義があると考えます。

検査によって汚染個所を特定 効率の良いダニ対策を

一般に、室内の掃除を丁寧に行なってゴミ量を少なくすれば、ダニが減少すると考えられますが、どの場所をどの程度どのような方法で掃除すればよいか見当もつきません。やみくもに掃除を行なっても、日々ゴミが供給されることを考慮すると決して効率がよいとは思えません。室内のダニ汚染レベルを調査する目的は、どの場所にどの程度ダニが繁殖しているか知り、ダニの多い場所を重

点的に管理するためのデータを得ることにあります。

学校であれば、児童生徒が日常生活の中でどの程度ダニアレルゲンに接しているのかを知り、ダニから遠ざける (汚染物の処分及び重点管理すべき箇所のダニ除去) ための指示を与え、また環境改善の結果どのくらいダニが減少しているのかを経時的に追跡することが必要と考えます。

マイティチェッカーの基本原則 ―ダニ汚染レベルの判定―

マイティチェッカーは、専用の捕集器具を取り付けた掃除機でダストを採取し、アレルゲンを抽

出後、検査スティック (尿検査紙に似た形状) を浸すと 10 分でアレルゲンレベルが判明します。



【マイティチェッカー判定用色見本】

判定結果	TEST+	TEST-	CONT	判定値
++	濃く、太いハッキリとしたライン	> 35 μg (350匹)/ m^2		
+	ラインであることがハッキリとわかる	15 μg (150匹)/ m^2		
+-	うっすらと発色しているのがわかる	10 μg (100匹)/ m^2		
-	全く発色していない	5 μg (50匹)/ m^2		
		< 1 μg (10匹)/ m^2		

判定の目安	コメント
濃く、太いハッキリとしたライン	通常より多く除去が必要です
ラインであることがハッキリとわかる	一般家庭の通常レベルです
うっすらと発色しているのがわかる	良好なレベルです
全く発色していない	とても快適な状態です

ご購入の申し込み方法

①学校名②住所③電話番号④申込者名⑤「マイティチェッカー」の申込み個数を右記宛 FAX 又は郵送してください。

財団法人日本学校保健会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17
虎ノ門2丁目タワー6階
FAX: 03-3592-3898
TEL: 03-3501-2000
商品の発送、代金の請求はリオンテック株式会社 (TEL042-523-6901) が代行します。

「学校保健募金」寄付者ご芳名

財団法人日本学校保健会では、学校保健活動を円滑に推進するため、「日本眼科医会」及び「日本コンタクトレンズ協会」並びに「日本耳鼻咽喉科学会」のご協力のもと、「学校保健募金」をお願いしております。

この趣旨にご賛同いただき、ご寄付を賜りました方々は次のとおりです。まことにありがとうございます。

〈眼科関係―第5次掲載分―〉

個人

窪田 智様 (岐阜市)

〈耳鼻咽喉科関係―第2次掲載分―〉

団体 (順不同)

(社) 日本耳鼻咽喉科学会 (東京都港区)

奈良県耳鼻科医会 (奈良県大和高田市)

個人 (順不同)

神田耳鼻咽喉科医院 神田 敬様 (千葉市)

飯島勇三様 (長野県上田市)

廣川医院 廣川剛夫様 (新潟県北魚沼郡)

井美 誠様 (町田市)

ごとう耳鼻咽喉科 後藤和彦様 (大阪府中央区)

おので耳鼻咽喉科クリニック 小野寺耕様 (岩手県久慈市)

川本医院 川本浩康様 (奈良市)

夜陣紘治様 (広島市)

梅原豊治様 (山口県徳山市)

野田益弘様 (広島市)

井上靖二様 (京都府向日市)

(平成15年5月20日現在)

虎ノ門 (69)

喫煙の低年齢化はなぜ

世界保健機関 (WHO) は「たばこ規制枠組み条約」を今回の総会で採択することに決定したようだ。公衆衛生分野での国際条約の最初のものとなる。国内法に関することでも、他人のたばこの煙を吸い込む「受動喫煙」の被害を防ぐ対策を義務づける「健康増進法」が、5月1日より施行された。成人男性の喫煙率が約50%と高い数値を示し、先進国の中では日本は「喫煙大国」とも形容されている。

多くの発がん性物質が含まれ、たばこが健康被害を与えることは明白な事実であり、厚労省研究班によると、

たばこが原因で死ぬ人は年間約10万人に上るとの推計がある。

私の手元に某高等学校の保健委員会が作った保健問題に関するアンケートがある。1年生から3年生までの700余名の回答のうち、たばこを吸った経験者は1年生女子で約10%、3年生男子で約40%にも達していた。

この嫌煙の機運の高まりの中で、教育現場での現実、アンケートに見られるように非常に危機的ものを感じる。喫煙の低年齢化は、健康教育の影響の大きさからして座視できない大問題である。子どもが最初にたばこに手を出す動機は一体何なのか？禁煙教育に、もっと低年齢から徹底的に取り組む必要性を痛感します。

(編集委員 今村 旭)

JES

「足と地球の健康を考えよう」

シューズのリサイクル

足に合わない小さなクツや、先の細いクツを履いていると、足の指が曲がったり、爪が変形して痛んだりします。底の薄いクツを履いて硬いところで運動すると、カカトやヒザが痛くなったり、足の骨が折れたりすることもあります。通気性の悪いクツを履いていると、足が蒸れて、疲労が増したり皮膚炎になったりします。元気に運動して健康になるには、シューズはとても大切です。

履けなくなったたくさんのクツがゴミとして捨て

られ、地球が病気になるっています。元気な地球に戻すためには、ゴミを減らすこと、もう一度使える物をリサイクルすることが大切です。

足の健康を守ってくれた「JESシューズ」をリサイクルして、地球の健康も守りましょう。

日本教育シューズ協議会

岡山市 西川原 1 丁目 11 番 6-1 号

〒703-8258 TEL. (086) 272-5463



カワイ肝油ドロップ

発育期に欠かせないビタミンが凝縮されたカワイ肝油ドロップは、「わんぱく」を応援します。



カワイ肝油ドロップ C (医薬品)



カワイ肝油ドロップ M (医薬品)



製造 河合製薬株式会社

販売 河合薬業株式会社

東京都中野区中野6-3-5

TEL: 03-3365-1156(代)

カラダに理想の イオンバランス ポカリスエット

商品に関するお問合せは
大塚製薬株式会社 03-3292-0021
ホームページ <http://www.otsuka.co.jp/>



NEW

(財)日本学校保健会推薦

新発売の200mlペットボトル1ケース
抽選で10校様へ無料進呈します
学校名、住所、TEL、ご担当者名、担当職、
学校でのポカリスエットの活用方法をご記入の上、下記「健康と料理社」宛てに
ご応募ください。

※当選発表は発送をもって代えさせていただきます。

応募〆切：平成15年7月末日

応募に関するお問合せは：健康と料理社 〒102-0075 東京都千代田区三番町24 4F TEL03-5275-6838/担当 河西

Yamanouchi

山之内製薬

キズに マキロン

30mL
新発売



効能：すり傷、きり傷、創傷面の殺菌・消毒に

●山之内製薬ホームページ <http://www.yamanouchi.com/jp/healthweb/>



外での

キズに マキロン JET & SPRAY

効能：すり傷、きり傷、創傷面の殺菌・消毒に

これらの商品は、「使用上の注意」をよく読んで用法・用量を守って正しく使うようおすすめ下さい。

お問い合わせ先：
山之内製薬(株)製品情報センター 電話：03-5916-5500
(9:00～17:00/土・日・祝日・会社休日を除く)

KAGOME

朝いい生活、
野菜生活。



新パッケージ! 新テイスト!
毎日の野菜 KAGOME 野菜生活100

